

「みらいの科学技術振興事業」(つくばリンク事業)

助成金応募要項

平成28年11月

公益財団法人つくば科学万博記念財団

I. つくばリンク事業について

公益財団法人つくば科学万博記念財団は、科学技術を取り巻く社会的・国際的変化や要望に対応し、筑波研究学園都市の研究活動がより広く展開され、新たな知やイノベーションの創造に結びつく事業を支援します。特に、科学技術による産・学・官の連携、地域コミュニティの創造、人材の育成、国際交流の促進等を目的とする事業に助成を行います。

II. 助成の対象

1. 対象とする事業

- (1) 筑波研究学園都市の産・学・官研究者等交流推進事業
- (2) 青少年の科学技術への関心を高めるための事業
- (3) 国際交流推進事業
 - ① 国際交流事業
 - ② 国際シンポジウム等開催支援事業
- (4) 科学技術を通じた地域コミュニケーションの創造のための事業

2. 助成対象者

- (1) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人
- (2) 特定非営利活動法人（NPO）
- (3) その他非収益団体で代表者の定めがあるもの（研究会、実行委員会 等）

3. 助成金について

- (1) 助成する金額は原則として以下のいずれかの金額を上限とする。
 - ・ 助成の対象となる事業費合計額の 1 / 2
 - ・ 当該事業の代表者が属する機関が当該事業に対して支出する金額の 1 / 2
 - ・ 1 件当たり 50 万円
- (2) 助成金交付決定の際の助成対象事業費に対する助成金額の比率は、助成金の額の確定に際して変更せず適用する。
- (3) 額の決定にあたっては、支援の必要性、有効性の観点から調整を行う場合がある。

助成対象となる事業費

- ・ 謝金（招聘者、外部講師等への謝金等）
- ・ 旅費（招聘者、外部講師等の旅費・滞在費等）
- ・ 消耗品費（事業の実施に直接必要な事務用品、消耗品等）
- ・ 印刷製本費（報告書、ポスター等の作成費等）
- ・ 借料（会場借料、機材のレンタル費等）
- ・ 通信運搬費（郵送料、宅急便等）
- ・ その他事業の目的に照らして必要と認められる費用

Ⅲ. 応募の手続き

(1) 提出書類

当財団のホームページ (<http://www.tsukuba-banpaku.jp/>) から「みらいの科学技術振興事業」助成金交付要望書(様式1)をダウンロードし、記入要領に従って記入の上、必要書類を添付して提出して下さい。

要望書及び添付書類の提出部数は各1部とし、A4サイズで揃えて下さい。

(2) 提出方法

持参または郵送・宅急便配送にて提出して下さい。なお提出書類は返却いたしません。

(助成金を交付しない場合も含まれます。)

(3) 受付期間

- ① 1次募集 前年度の11月1日から1月31日まで
- ② 2次募集 (助成団体ごとの交付決定額の合計額が当年度予算額に満たない場合のみ) 随時

詳細は、別添の「助成事業の事務手続」を御覧下さい。

Ⅳ. 審査及び助成の決定について

(1) 審査

本事業の趣旨(Iに記載)に沿い、その成果が具体的に見通すことができるか等を総合的に判断の上審査を行います。なお必要に応じ、外部有識者からの意見等を聴取の上、提出書類の審査を行うことがあります。また提出書類の内容について問い合わせをすることがあります。

(2) 採否の通知

- ① 1次募集 3月中旬に郵送で通知
- ② 2次募集 受付後、1カ月以内に郵送で通知

審査経過の内容及び採否決定の理由についてのお問い合わせにはお答え致しませんので予め御承知おき下さい。

Ⅴ. 助成金の支払

助成金の交付は、原則として事業完了後の「精算払い」となります。

但し事業の遂行に支障があると認められた場合は、交付決定額の80%を上限として

概算払いをする事があります。

VI. 助成金交付決定の取り消し

以下の各号に該当する場合は、助成金の交付決定について一部又は全部を取り消すことがあります。

- ① 助成金の交付申請につき虚偽の記載又は不正の事実があった場合
- ② 助成事業を中止又は遂行する見込がなくなった場合
- ③ その他助成金の交付条件に違反したと認められる場合

VII. 助成金の返還

既に助成金の一部又は全部が支払われており、以下の各号に該当する場合は当財団の定める期限内に助成金を返還して頂きます。

- ① 助成金の交付決定を取り消した場合
- ② 助成金の額の確定額が概算払額を下回る場合

VIII. その他

- (1) 事業の実施にあたっては、掲出物、印刷物、資料、看板等に「公益財団法人つくば科学万博記念財団助成事業」である旨を表示して下さい。

- ・財団の英文表記

Tsukuba EXPO' 85 Memorial Foundation

- ・財団のロゴマーク



- (2) 助成金を交付する事になった事業については、助成対象団体の名称、所在地、事業名、事業の概要を当財団のホームページに掲載いたします。
- (3) 同じ事業についての助成は、原則として通算して3ヵ年までとします。
- (4) 事業が終了した場合は、事業の成果等を記した報告書を提出して下さい。

◆個人情報の取り扱いについて

御提出頂いた資料及び御記入頂いた個人情報は、当財団の選考、運営、情報提供の目的で事務局及び審査委員が利用し適切に管理致します。

◆この事業は、「国際科学技術博覧会記念基金事業」を引き継いだものです。

◆書類の提出先及びお問い合わせ先

〒305-0031

茨城県つくば市吾妻2-9

公益財団法人つくば科学万博記念財団

運営部普及事業担当

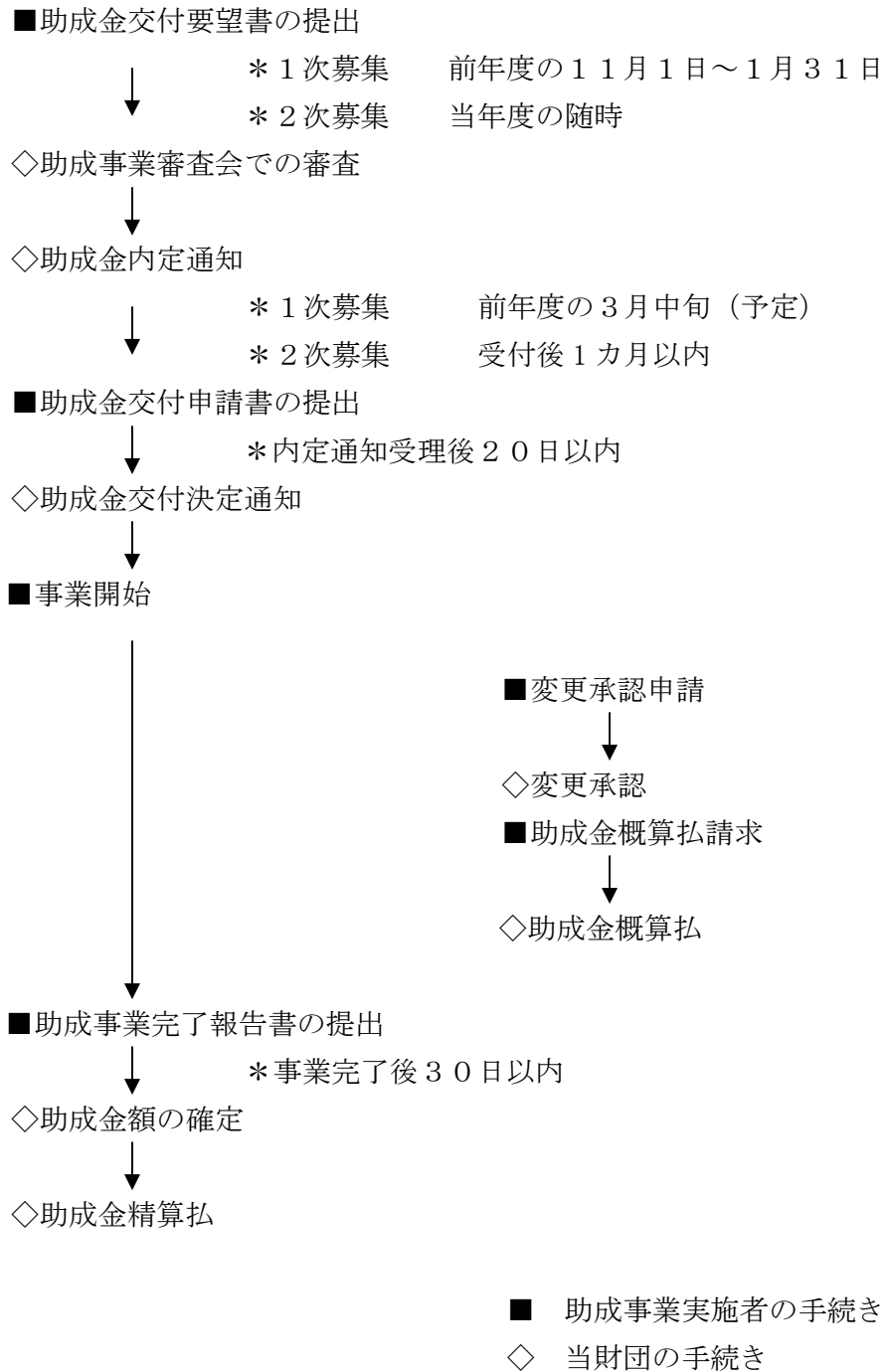
TEL 029-858-1100

FAX 029-858-1107

MAIL jyosei@tsukuba-banpaku.jp

助成事業の事務手続

1. 助成金の要望から支払までの流れ



2. 提出書類の書式

以下の事務手続きにより提出する書類は、当財団のホームページ (<http://www.tsukuba-banpaku.jp/>) から所定の書式をダウンロードして御記入下さい。

なお書類のサイズは全て A4 に揃えて下さい。

3. 書類の提出方法

持参または郵送・宅急便配送にて提出して下さい。なお提出書類は返還いたしません。(助成金を交付しない場合も含まれます。)

4. 助成金交付要望書の提出

(1) 書式「みらいの科学技術振興事業」助成金交付要望書(様式1)

(2) 受付期間

① 1次募集 前年度の11月1日～1月31日

② 2次募集 当年度の随時

5. 助成金の内定通知

当財団は、提出された要望書について審査の上、助成の有無を郵送で通知します。

6. 助成金交付申請書の提出

(1) 書式「みらいの科学技術振興事業」助成金交付申請書(様式2)

(2) 提出期限

内定通知書受理後20日以内。なお所定の期日までに申請書の提出がない場合は助成金交付を辞退したものとみなします。

7. 助成金交付決定通知

当財団は、助成金交付申請に基づいて「助成金交付決定通知書」を送付します。助成事業者は、本通知書の受理後、助成事業を開始して下さい。

8. 助成事業の変更申請

「助成金交付決定申請書」に記載された下記の事項を変更しようとする場合は、事前に変更申請書を提出し、承認を受けてから助成事業を遂行して下さい。

変更の承認を受けずに助成事業を遂行した場合は、助成金の交付を取り消す事があります。変更申請書は変更をしようとする都度速やかに提出して下さい。変更実施後の申請は承認いたしません。

① 申請者の住所

② 代表者の役職、氏名及び印鑑

③ 助成事業の実施方法及び実施場所

④ 助成事業の実施期間

⑤ 助成事業の予算

(但し予算書の各科目の金額の20%以上を増減する変更の場合のみ)

(1) 書式 「みらいの科学技術振興事業」助成事業変更承認申請書(様式3)

(2) 提出期限 必ず事前に提出して下さい。

9. 助成事業完了報告書の提出

(1) 書式 「みらいの科学技術振興事業」助成事業完了報告書(様式4)

(2) 提出期限 助成事業完了後30日以内

10. 助成事業の額の確定

当財団は、助成事業者から提出された「助成事業完了報告書」の内容について、書類審査又は必要がある場合は現地で実施状況の調査等を行い、助成事業が適正に遂行されたと認められた場合は、交付すべき助成金の額を確定し「助成金の額の確定通知」を送付します。

11. 助成金の支払

助成金の支払は、原則として「精算払い」とします。

助成事業者は、上記10の確定通知を受領した後、速やかに「みらいの科学技術振興事業」助成金精算払請求書(様式5)を提出して下さい。

但し、助成金の概算払いがなければ事業の遂行が困難である場合に限り、交付決定額の80%の金額を上限として「みらいの科学技術振興事業」助成金概算払請求書(様式6)を提出し概算払いを請求する事ができます。